

ポイント 連結納税を適用するためには、申請書を提出する必要があります。

A8

連結納税制度を適用する際には、その適用を開始しようとする事業年度開始の日の3ヶ月前までに、親法人がすべての100%子法人との連名により「連結納税の承認申請書」を親法人の所轄税務署長経由で国税庁長官に提出し、承認を受けなければなりません。また、この承認申請に加わった100%子法人は、各所轄税務署長に「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」を遅滞なく提出しなければなりません。